

審査基準

I 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁内に設置する審査委員会において書類選考を実施し、必要に応じて面接選考により審査を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に企画提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

II 評価方法

評価は、下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

【評価基準】

5点・・・特に優れている	2点・・・やや劣っている
4点・・・優れている	1点・・・劣っている
3点・・・普通	

III 評価項目

1. 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織の体制が整っており、日本語教育機関の事業実施に必要な資金力を有すること。
- ② 事業を効果的に遂行するために多くの日本語教育機関の公募・選定の方法に関する事業計画が明確であり、かつ連携・協力する体制が構築されていること。
- ③ 日本語教育機関が行う事業の進捗管理、オンライン日本語教育の実証結果の分析を適切に遂行できる体制を有していること。
- ④ 事業を適切に遂行するためのノウハウを有し、委託事業者に求める要件を満たしていること。
- ⑤ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

2. 事業内容に関する評価

- ① 事業の目的がウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業の趣旨にかなっていること。
- ② 多様なオンライン日本語教育を実証する事業計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ③ オンライン日本語教育の方法、内容等に具体性・適正性があり、かつ効果的であること。
- ④ オンライン日本語教育実証の分析方法が具体的に示されており、かつ多くの日本語教育機関への普及が見込まれる成果が期待できること。
- ⑤ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。また、効率的な事業運営がなされる工夫が盛り込まれていること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

※「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階3＝2点
- ・プラチナえるぼし認定＝2.6点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年度厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年度厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1.2点
- ・プラチナくるみん認定＝1.5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1.5点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

IV 企画内容等の変更

決定した企画案の内容等について、各委員から意見等があった場合には、決定した企画案の提案者に適宜伝え、改善を求めることがある。